

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

第4回共済小委員会

議事録

中小企業庁
事業環境部企画課経営安定対策室
経営支援部小規模企業振興課

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会
第4回共済小委員会
議事次第

日 時：平成27年3月3日（火）13:00～14:06

場 所：経済産業省 別館11階 1111会議室

議事

- (1) 小規模企業共済制度の見直しについて（案）
- (2) 小規模企業共済制度の平成27年度付加共済金の支給率について
- (3) 今後のスケジュールについて

○大槻経営安定対策室長 では、定刻になりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第4回共済小委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の共済小委員会の事務局を担当しております中小企業庁事業環境部経営安定対策室長の大槻と申します。よろしく申し上げます。

まず初めに、中小企業政策審議会の委員及び臨時委員につきまして、中小企業基本法第30条第2項及び中小企業政策審議会令第2条第1項の規定に基づきまして、委員3名、臨時委員15名の方に御就任いただいております。本日、委員及び臨時委員18名のうち、加々美委員と菊池委員、黒川委員、藤沢委員の4名の方が御欠席です。残りの14名の委員の皆様には全て御出席いただいておりますので、過半数の出席を満たしているという形になります。したがって、本日の共済小委員会は中小企業政策審議会令第8条第1項の規定に基づきまして成立しております。

本日御出席の委員の皆様と、前回に引き続きまして共済制度の運営をしております独立行政法人基盤整備機構からオブザーバーで御出席いただいておりますけれども、これらの皆様の御紹介に関しましては、審議会の時間も限りがございますので、お手元に配付させていただいております座席表及び委員名簿で御紹介にかえさせていただければと思います。

なお、御出席の荒牧委員ですけれども、少し遅れて御出席いただけるということになっております。

それでは、共済小委員会の開会に当たりまして、審議会の運営に関して若干御説明申し上げます。

まず、本日の小委員会の議事内容及び資料ですけれども、これは両方とも公開となります。あらかじめ御了解いただきますようお願い申し上げます。

次に、配付させていただいております資料の確認をさせていただければと思います。

まず、議事次第、委員名簿、座席表とあると思います。

本日、御審議いただくものとして、資料1「小規模企業共済制度の見直しについて(案)」、資料2「小規模企業共済制度の平成27年度付加共済金の支給率について」、この2点が審議事項でございます。あわせて、資料3として「今後のスケジュールについて」ということでお手元に配付させていただいておりますけれども、資料に不足等ございましたら事務局のほうにお願い申し上げます。

なお、本日の委員会の進行でございますけれども、前回同様、発言を希望していただける委員の皆様におかれましては、ネームプレートを立てていただいて、お知らせいただければと思います。

それでは、ここから議事進行につきましては足立委員長のほうにお願いしたいと思います。

○足立委員長 皆さん、こんにちは。共済小委員会委員長の足立でございます。本小委員

会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位の御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事（１）「小規模企業共済制度の見直しについて（案）」について審議したいと思います。

配付されています「小規模企業共済制度の見直しについて（案）」につきましては、前回の委員会において委員の皆様からいただきました御意見と、これまでの政府内での小規模企業共済制度をめぐる議論などを踏まえ、事務局にて案を作成し、委員の皆様には事前に送付し、御確認いただきました。その際にいただきました追加の御指摘や御意見なども反映したものとなっております。

それでは、事務局より「小規模企業共済制度の見直しについて（案）」の説明を受けたいと思います。

○桜町小規模企業振興課長 事務局の小規模企業振興課長の桜町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料１をご覧いただければと思います。前回御議論いただいた内容を簡潔にまとめようということで、全体12ページ、プラス参考という形で整理させていただいております。今、委員長からもお話がありましたとおり、事前にお送りさせていただいておりますけれども、皆様お忙しいと思いますので、ほとんどご覧になっておられないか、全く見られていない方もいらっしゃるかもしれませんので、ポイントをかいつまみながら御説明させていただければと思っております。

この資料１を１枚おめくりいただきまして１ページ目でございます。この辺は、中小企業の重要性あるいは小規模事業者の重要性ということを述べさせていただいております。今、385万、中小企業がございましてけれども、数としては減少傾向。こういった中小企業、大変大きな役割を担っておられますので、その持つ価値とか役割をしっかり維持していくためには、事業を承継していくことが非常に重要でありますということが前半に書かれてございます。あわせて、中小企業基本法を一昨年の25年度に改正いたしまして、重要な基本政策として事業の承継を初めて中小企業基本法にも位置づけさせていただいております。

その後、昨年でございますけれども、制定いたしました小規模企業振興基本法の中では、中小企業の中でさらに９割を占める小規模事業者の振興に関して、さまざまなことを定めさせていただいておりますけれども、特に大事なのが小規模事業者の事業の持続的発展というものを基本原則に位置づけながら、４つの基本的施策あるいは目標という形でまとめさせていただいておりますけれども、その中に真ん中ほどの②にございまして、新陳代謝の促進というものを４つの目標の１つとして大きく掲げさせていただいております。そして、その新陳代謝の促進の中身といたしまして、「起業・創業支援」とともに「事業の承継・円滑な廃業」といったものが含まれているところでございます。

そして、昨年６月に閣議決定されました「日本再興戦略」、いわゆる成長戦略でございますけれども、この中でも、次世代へのバトンタッチを促すという観点から、廃業時のセ

ーフティネット、事業承継支援機能の拡充ということで、小規模企業共済制度の見直しをするということが位置づけられたわけでございます。

1 ページおめくりいただきまして2 ページでございますけれども、小規模企業共済制度の位置づけと現状ということでございまして、概要の冒頭のところは、小野委員から事前に御指摘いただきまして、この共済制度の年金制度全体の中での位置づけ、あるいは違い、特徴といったものを整理したほうがいいのではないかとということで、2 番目のパラグラフでございますけれども、整理させていただいているところでございます。

そして、①の最後のパラグラフでございますが、この共済制度というのは、経営環境の変化に影響を受けやすくて、廃業等の危機にさらされやすい小規模事業者の実態を踏まえて支給要件などを定めた共済制度であるということ。それから、小規模事業者のための「退職金制度」としての重要な後ろ立ての役割を果たしていくという位置づけをさせていただいてございます。

そして、②現状の一番下のパラグラフでございますが、現在、在籍者に占める個人事業主の割合が61%、共同経営者が2.7%、会社役員が36.3%となっておりまして、在籍者に占める60歳以上の割合が5割近くを占めるという状況でございますので、3 ページの図1にございますけれども、かなり高齢化が進んできているというのが現状ではないかと思えます。

3 ページの上、共済資産の総額でございますけれども、25年度末で8兆3,344億円、それから、年間の共済金の支給額でございますけれども、25年度で5,780億円となっておりまして、小規模事業者の廃業後の生活を支える重要な役割を担ってきているのではないかと思います。

それから、3 番目の共済事由の位置づけでございます。これは、前回のこの審議会でも大変多くの御意見あるいは御質問をいただいたところございまして、現行の制度、A 共済、B 共済、準共済、解約とあるわけでございますけれども、どのような構成になっていて、どのような整理がなされているかということをごここにまとめさせていただいております。冒頭のところでございますけれども、事業活動を止めた後の小規模事業者の生活の安定を容易にすることを目的にしてやっているということでございまして、「事業の廃止」が中心でございますので、A 共済事由として最も手厚い共済金を支給するというところでございます。

この「事業の廃止」には、①「倒産」、②「配偶者又は子以外への事業の譲渡」、③「個人事業者の死亡」と、個人事業者の場合は3つあるわけございまして、ここも前回、半田委員から御指摘いただいていたと思えますけれども、娘婿に相続するケースが最近あるということでございまして、まさに配偶者又は子以外であれば、②に該当するということでございます。

それから、前回、わかりにくい御説明をさせていただいてしまったのだと思えますけれども、その下の「法人成り」のところも若干整理させていただきました。特に下のポイン

トノートのところに、注意書きでどのような形で整理しているのかを具体的に書かせていただいているところがございます。この辺は、山本委員とか平川委員からも御指摘いただいていたと思っております。

それから、めくっていただきまして5ページ、3ポツでございます。これは、今後に向けた共済制度の見直しということでございまして、まず(1)の①配偶者又は子への事業の譲渡に係る共済事由の見直しというものを、新陳代謝を促す観点からやるべきではないかという問題意識でございます。冒頭でございますように、現在、配偶者又は子への事業譲渡は準共済、配偶者又は子以外への事業の譲渡はA共済ということで、取り扱いが異なっているのが現状でございます。

ところが、一番下でございますけれども、事業の譲渡先につきましては、アンケートの図3でございますように、どの年代も自分の子どもという割合が8割から9割ぐらい、大半を占めているというのが現状でございます。

それから、6ページ目でございますけれども、共済金額に差があるということについてアンケートで聞いてございます。図4でございますけれども、6割近くの方が「共済金の格差をなくした方がよい」とお答えになっておられまして、その理由につきましても、図5でございますけれども、引退後の生活において、親族の支えはもはや余り期待できないのではないかというお答えとか、あるいは譲渡先によって左右されるべきものではないのではないかという方が大変多くを占めておられたわけでございます。配偶者又は子への譲渡、あるいはそれ以外の譲渡、いずれにおいても引退後の生活への不安については、大きな差がないことがうかがわれるわけでございます。

この図5の下のところでございますけれども、したがって、この両方に差を設けるということではなくて、「配偶者又は子への事業の譲渡」に係る共済事由、現在は準共済でございますけれども、A共済事由に引き上げることを検討することが必要ではないかという形でまとめさせていただいております。

それから、役員の退任でございますけれども、現在、「65歳以上かつ180カ月以上掛金を納付した場合」には、老齢給付としてB共済となっております。任意で会社の役員が退任する場合に、さまざまな生活資金のニーズが生じることが想定されるわけでございますけれども、65歳以上であっても180カ月以上掛金を納付していなければ、この老齢給付は受け取ることができないという仕組みになってございまして、したがって、180カ月、15年の条件を満たすまで役員の地位にとどまり続けるということを、結果的に促している面があるのが否めないということでございます。

次の7ページ目でございますけれども、他方で、経営者が高齢化しているというのは、中小企業、特に小規模事業者に顕著にあらわれてきておられまして、小規模事業者におきましては、経営者の年齢が70歳以上になると7割が減益傾向というデータも出てきてございますので、高齢の役員の方について世代交代を図っていくことは、小規模事業者の事業の収益力の低下を防ぐという観点からも非常に重要ということでございまして、このような

観点から、この7ページが一番下でございますけれども、65歳以上の役員が任意に退任した場合については、準共済からB共済事由に引き上げることを検討するべきではないかと、このような形で整理させていただいております。

それから、1ページめくっていただきまして8ページ、共済財政への影響というものを整理させていただいております。準共済からA共済、あるいは準共済からB共済という形で共済事由を引き上げることになりますと、共済財政全体に影響を与える可能性があるわけでございますけれども、表3をご覧くださいますと、個人事業者の親族内承継の共済事由をA共済に引き上げるものの共済財政的な負担は、年間1.7億円になってございます。それから、役員の任意退任を65歳以上の場合にB共済に引き上げるのが年間2.5億円の負担となつてございまして、合わせて4.2億円ということでございます。24年度の数字でございますけれども、年間の給付額が6,417億円でございますので、これに比べるとかなり小さい割合なのではないかと考えてございます。

それから、9ページは貸付制度創設の件でございます。これも前回の審議会で御議論させていただきましたけれども、廃業の円滑化支援のために貸付制度というものが有り得るのではないかと。この図8にございますように、廃業準備のための資金使途、さまざまございます。こういったものに対して、廃業後あるいは引退後の小規模事業者の経営者の生活費の確保を図るといふ趣旨からいたしますと、廃業準備貸付を創設することも検討するに値するのではないかと、このようにまとめさせていただいております。

10ページから12ページは、共済制度の利便性の向上という論点でございます。これは前回御説明させていただいた点でございますけれども、申込金の廃止が①でございます。共済契約の申込者などの事務負担の軽減という観点から、申込金の廃止を検討することが必要ではないかと。

それから、掛金月額減少というものは、現在、要件がかかっておりまして、その要件を証明しないといけないわけでございますけれども、これを撤廃して、柔軟な掛金の変更を認めることを検討するべきではないかということでもまとめてございます。この点は、前回、小野委員だったと思っておりますが、顧客、加入者にしっかり周知すべきじゃないかという御指摘もございましたので、10ページが一番下に「十分周知することが必要」というコメントも入れさせていただいております。

それから、11ページの③でございますけれども、共同経営者の通算ということございまして、共同経営者が一旦地位を退いた場合でも、1年以内にもう一遍新たに経営者の地位につく場合には、通算を認めるということを検討すべきではないかと。

契約解除につきましても、災害とか、さまざまな理由で12カ月間という掛金の滞納期間、今は過ぎると契約が自動的に解除されることになっているわけでございますけれども、こういうものについても契約を継続できるということを検討すべきではないかと。

それから、⑤共済金の分割支給の支払い回数は現在4回でございますけれども、6回に増やすとともに、公的年金が毎偶数月に支給されてございますので、こちらの小規模共済

のほうは奇数月ということで、うまく組み合わせながら分割支給月を見直すということをするべきではないかと、このようにまとめさせていただいております。

それから、12ページ、⑥共済金の支給を受けるべき遺族の範囲でございます。御本人が死亡された場合に遺族が共済金の支給を受けるわけでございますけれども、一定の範囲の遺族の方しか、現在、受け取ることができないことになっているわけでございますけれども、これを拡大して、⑥の一番最後でございますけれども、特にひ孫と兄弟姉妹の子、めい、おいも、この共済制度の運用の中でも遺産相続するということで、この共済金も受け取れないかという問い合わせもある状況でございますので、ここに民法の相続人と並び合わせる形で広げるべきではないかという形でまとめさせていただいております。

あとは、「おわりに」ということで、全体のまとめの記述をさせていただきます。

このような形で、全体を12ページでまとめさせていただいております。以上でございます。

○足立委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました議題（1）につきまして、委員の皆様には事前に報告書（案）を見ていただいておりますので、追加の確認事項やコメント等がありましたらいただきたいと思っております。なお、限られた時間の中で皆様に御発言いただけるように、御発言はお一人二、三分程度でお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 前回、法人成りについて御質問させていただいて、今回、注釈を加えていただいていたと思うのですが、くどいようですが、確認なのですが、事業譲渡をした場合、今回、A共済になるということで、ただ、法人成りして役員に就任しない場合は準共済のままということですか。

この違いというか、やり方によっては、例えば子どもに事業譲渡して、子どものところで法人成りする場合もあれば、親がまず法人成りをして、自分は役員の地位につかずに子どもに役員にさせる。場合によっては、親が子どもに株式譲渡するという取引がされた場合には、結果としては全く同じようなことになりそうな感じもするのですが、それが一方ではA共済になり、他方では準共済になるというフィロソフィーのようなものについて確認させていただければと思います。

○足立委員長 まとめて回答いたしますので、ほかに確認、コメント等。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 いろいろ御配慮いただきまして、どうもありがとうございました。

コメントだけなのですが、10ページの②にございます掛金月額の減少ということについて、前回、どうやって給付をするのですかということ質問申し上げたのですが、実は、この制度の財政ということ考えた場合には、一定程度の影響があると私は考えてございます。

それは、今まで掛金が払えなくて解約してしまうという方が、一定程度、掛金を減額す

ることによって制度に加入を続けることができることとなりますので、そこから言うと、解約で対応する給付から、より高い給付であるA共済から準共済まで、ここまでの高い給付を受けられるという可能性が出てくるということなのだろうと思います。そういう意味では、ある程度給付が上がるという意味では、財政上の負担になるということが1点あると思います。

逆に、減額した部分というのは、減額した後から実際に受給するまでの期間については、前回の御説明では、凍結するということで、ここには一切利息がつかないということになりますので、その意味では財政上はプラスに働く。資産はありますので、運用はしているということになりますので、そういうことになるということを見ると、プラスマイナスという影響を検証された結果、大きな影響はないだろうということをお判断いただいたということだろうと思います。

一番最後の「十分周知する必要がある」という点ですけれども、そういう意味から言うと、ひょっとしたら減額された後の期間について、利息がつかないということのある種預貯金のようなイメージで考えられている方がいらっしゃると思えば、そこから先は利息が付きませんよということも含めて周知されるというのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、一度事務局から。

○桜町小規模企業振興課長 まず、今の小野委員の御指摘は、全くおっしゃるとおりでございます。減額を自由にすることで、掛金の額自体が減ることに対する共済財政に対するネガティブな影響と、あと、おっしゃられたように、減額をされた分は利息がつかない。実際、キャッシュとしては機構の手元に残っているわけでございますので、それが共済財政に与えるポジティブな影響とあわせて考えると、もう一つ、さらに申し上げますと、減額をすれば、その分、受け取れる共済金も減りますので、そう大規模な形で減額しようということにはならないのではないかと。このような理解と、さまざま考えますと、そんなに大きな影響にはならないのではないかと考えております。

それから、周知の点は全くおっしゃるとおりでございますので、そこはこの書きぶり、表現ぶりも含めて、実際にやっていくことも大変大事だと思いますので、検討させていただければと思っております。

それから、山本委員から御指摘いただきました法人成りのところは、御説明がうまくいってなくて大変申しわけないのですが、息子が継ぐ場合に、法人成りした後に継ぐのか、あるいは法人成りする前に継いでしまうのかというのは、本質的に結構大きな違いではないかと思っております。

法人成りする前に個人事業者として渡す場合は、まさに親族内、息子に対してであれば、現在、準共済であったものを、今回は政策的な観点でA共済に引き上げようということですが、一遍法人成りをしてしまうと個人事業者から性格が大分変わりますし、ま

た共済という制度からしても、その人がそのまま継続すればいいですけれども、継続しなければ、それは一種の脱退ということになっていくわけですので、それはそれでしっかり整理していかないといけないということだと思っております。

例えば個人の方が法人になった場合に、継続していただければ、8ページの表をご覧いただきながら御理解いただければと思いますけれども、この表で申し上げると、法人成りをすると、会社等役員、この下のほうに移行するということですのでございまして、実際、その方が最終的に共済金を受け取る時に、どのような事由によって受け取るかによって、下の4つの箱のどこに行くか、それはわからないのですけれども、いずれにしても下のどこかに行くということですのでございます。

そして、法人成りをして契約を継続しない場合は、上の箱、2カ所ございますけれども、準共済事由か解約事由、どっちかに行くということですのでございまして、法人成りをして役員にはなっているけれども、契約は継続しないというのが解約事由になってございますけれども、これはほとんど任意退任と一緒にございますので、任意解約と同視し得るということで解約事由ということで整理させていただいております。

そして、他方で法人成りをして、その会社の役員には就任しない。そして、契約も継続しない。ちょっとイメージがつかみづらいかもしれません。例外的なケースかもしれませんが、例えばこの個人事業者の方が法人成りした後の役員にならずに従業員になる。ちょっと例外的かもしれませんが、このような場合は契約を継続することはもはやできませんので、個人事業者でもなければ会社の役員でもない。この方は、継続したくてもできないということで、先ほどの任意解約、任意退任とはやや事情が違うのではないかとということで、準共済に上げさせていただいている。

そのような整理をさせていただいておりますし、法人成りした後の処理というのは、このような整理で、現在もそうっておりますし、今後ともその点に関して申し上げると、事業承継の促進という観点ではニュートラルなのではないかと思っておりますし、先ほど申し上げた、むしろ法人成りする前の個人として譲渡をいかにやっていくのかというところを、事業承継の促進という観点から見直していきたい、このような改正上の整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○足立委員長 よろしいでしょうか。

○佐藤事業環境部長 ちょっと説明を補足させていただくと、とにかく法人成りしてから子どもが引き継ぐ場合と、子どもに事業を個人事業者として譲渡して、それで法人成りする場合、どうして共済制度が変わるのかという御質問で、もう少しきちんとお答えすると、子どもに最初に譲ったというところに、一番最初の基本フィロソフィーで、先ほど説明させていただきましたように、とにかく新陳代謝するというところで、これまでの施策もそうだったのですが、そこに対して政策的な優遇をすると決めたと。そうすると、共済事業もいろいろ考え方はあるにしても、個人事業を事業譲渡したというところにアドバンテージ

を認めて、まず共済事由を上げたということに尽きると思います。

結果として、同じ事情になったとしても、法人成りをかませたということは、政策的な優遇策というのはほかも含めて何もやっておりませんので、事業承継をする、新陳代謝をするというところに対してのアドバンテージ、政策的優遇を与えるところとにかく着目するので、共済事由を上げさせていただきたいということに尽きると思います。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、議論も尽きたようですので、「小規模企業共済制度の見直しについて（案）」につきまして、これをもって審議を終了いたします。なお、本日いただきました御意見を踏まえた変更や、その他軽微な変更などが生じた場合には、委員長に御一任いただき、修正し、最終取りまとめをさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○足立委員長 ありがとうございます。それでは、委員長一任にて取りまとめの上、中小企業政策審議会に報告させていただきます。

引き続き、次の議題に入りたいと思います。本日2つ目の議題は、「小規模企業共済制度の平成27年度付加共済金の支給率について」の審議となっております。

小規模企業共済制度の平成27年度の付加共済金の支給率につきましては、資料2の4ページにありますように、宮沢洋一経済産業大臣から中小企業政策審議会三村明夫会長宛てに、平成27年度に係る支給率について意見を求めますとの諮問がなされ、平成27年2月26日付で三村会長より中小企業政策審議会経営支援分科会鶴田欣也分科会長に付託がなされたところです。鶴田分科会会長からは、本小委員会で実質的な審議を行うよう依頼を受けております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○桜町小規模企業振興課長 お手元の資料2をご覧くださいと思います。

まず、この付加共済金という制度でございますけれども、経緯が資料2の1ページ目の上に書いてございます。予定利率は、昭和40年、この小規模企業共済制度が始まってから、長い間6.6%を維持してございましたけれども、運用環境が悪化したということで、平成8年に4%に引き下げをいたしました。この際、加入者の保護を丁寧に図るという観点から、2段落目にございますように、予定利率に対応する基本共済金と、あとは各事業年度末の収支状況に応じて変動する付加共済金、この「二階建方式」にしようということになったわけございまして、収支状況、運用状況がよければ、基本共済金、この当時は4%に引き下がったわけでございますけれども、これにとらわれずにさらにプラス α ということで、付加共済金をお支払いしようということになったわけでございます。

ただ、なお書きでございますとおり、平成8年のこの制度の導入以降、共済財政はずっと繰越欠損金が続いていて、大変厳しい状況が続いてまいりましたので、実績としては、これまで支給したことはないという状況でございます。

資料2の一番後ろのページをご覧いただきたいと思います。これがこれまでの繰越欠損金の状況、上のほうの折れ線グラフでございますけれども、それをあらわしているわけでございます、平成20年度が一番深く落ち込んでおりまして、9,982億円の繰越欠損金を計上していたということでございますが、その後、徐々に持ち直しをし始めて、24年度、25年度と運用状況が大分よくなってきて、25年度は2,083億円の繰越欠損金という状況まで来ていたという状況でございます。

これが1ページ目に戻っていただきますと、現在、直近の数字でございますけれども、運用状況等の向上・改善によって、かなりいい状況になってきてございますけれども、2ポツの①にございますように、なお88億円、繰越欠損金は残っているというのが現状でございます。

そして、この付加共済金の支給率をどのように決めるかということで、2ポツのすぐ下に書いてございますけれども、当該年度というのは、今で言うと来年度です。来年度の前年度末まで、つまり今月末までに運用収入の見込みなどを勘案した上で、経産大臣が中政審の意見を聞いて定めるということに法令上、なっております。

具体的な定め方、考え方といたしましては2つございまして、1つは、支給率の基準となる率というものを計算した上で、さらに当該年度、来年度以降の運用収入の見込み額、その他の事情を勘案して定める。このようになっているわけでございます。

そして、1番目の支給率の基準となる率が①の計算式で定められることになってございまして、先ほど申し上げたとおり、88億円の繰越欠損金がお存在するという状況でございますので、この率として計算上はゼロになるということでございます。

それを踏まえて、②でございますけれども、ゼロである状況の中で、なお支給する必要があるのか、ないのか、この辺の勘案事項をどう考えるかでございます。確かに、この24年度、25年度、それから今年度にかけて、運用環境、大変いい状況が続いてございます。しかしながら、これが今後、長期にわたって安定的に続くという保障があるわけではございませんので、そのような事情をこの②として考えますと、①で出ましたゼロという支給率の基準となる率をしっかりと尊重すべきではないか。尊重した上でゼロということが適切なのではないかと、このように考えている状況でございます。

それから、あわせて、今の付加共済金の支給率の話と、それから今、申し上げたとおり、運用状況、運用環境がよくなってきて、繰越欠損金がほぼ解消に向かっているという状況の中で、今後の運用はどうあるべきなのかということ、これは一遍、しっかりよく考えてみないといけないということで、資料3のほうでございますけれども、この辺の検討を始めたところでございます。

この紙にございますとおり、検討事項、一番下のところでございますけれども、新たな運用目標を繰越欠損金が解消された今後において、どのように定めるべきなのか。あるいは、当然運用環境は変動するわけでございますので、準備金のような形でバッファーを置く必要があるのか、ないのか。あるとすれば、どのようなバッファーを置くべきなのか

という点でございますとか、それに絡みまして、この付加共済金制度の推計方法など、見直すべき点がないのかということと。

もう一つ大事なのがガバナンスでございます。運用の見直し、基本ポートフォリオを見直していくべきなのかどうかということに伴って、関連してガバナンスというものをどう考えていけばいいのかという、幾つか検討事項があると思っております。現在の法令上は、基本ポートフォリオの策定から実際の運用まで、中小機構で担っていただいているというたてつけになってございますので、まず、実際にやっておられる中小機構で一義的に検討会を設けていただいて、そこで今後のこういった検討事項について、どのように考えるべきなのかということをお調べいただければということで、先月、この検討会を発足していただきました。

左下に委員名簿がございます。浅野委員もこの委員長として御就任いただいている状況でございます。

真ん中にスケジュールがございますとおり、これから夏に向けて、4回から6回程度御議論いただいて、何らかの結論をまとめていただいて、その結果の中身にもよりますけれども、何らかの制度的な見直しなどが必要になってくれば、この共済小委員会を改めて開催させていただいて、この辺について、また御議論いただければと考えているところでございます。

以上でございますが、機構のほうから何か補足ございますか。

○増山中小機構理事 機構の担当をしております増山と申します。どうもありがとうございます。

先ほど桜町課長のほうから御説明があったとおりでございます。一言足すとすれば、坂の上の雲という言葉がありますけれども、私たち、9,000億円に上った欠損金を解消すべく、2.09という目標で運用させていただいて、紆余曲折ありましたけれども、最近のアベノミクスの好影響もあって急速に解消して、ほぼ見込みが立っているという状況の中で、坂の上に立ったときに、今まで見えなかったものが見えるようになったということを感じる次第でございます。

今回、見なければいけないことが検討事項に書いてあるところでございまして、新しい運用目標をどういうふうにするか。あるいは、価格変動、大きな変動があったときに、何らかの準備金のような形を、どのような時間軸で、どれぐらいの規模、設けることが必要なのか。あるいは、付加共済金制度のあり方についても、この不確実な経済情勢の中で1年先を見通す見直し方というものをごどのようにすればいいのか。

あるいは、ガバナンスについても、独立行政法人という私たちの立場で、かつ4月1日から独立行政法人の通則法もいろいろ改正されることもあって、ある意味窮屈な組織の中でどのようにガバナンスをやるかということで、今、御紹介ありました浅野委員、機構の中での検討会の委員長になっていただいておりますけれども、ここに書いてあるメンバーの方と一緒に考えていきたいと思っております。

ちなみに、ガバナンスの点で申しますと、浅野委員長には機構の中で長く資産運用検討委員会の委員長ということで、多面な方の意見を聞く場として、どのような運用、どのようなポートフォリオがいか。それについての結果はどうかというアセスメントをやっていただいているということでございます。

皆さんの御知見をいただければと思っております。どうもありがとうございます。

○足立委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 付加共済金が現実のものとなりつつありますので、この計算根拠について質問させていただきます。

資料の3ページで27年度の支給率が計算されているのですが、イに27年度運用収入・掛金等収入というのが出ています。これは、来年度の運用収入の見込みを盛り込むことになるわけで、その辺が一番大きいと思うのですが、どのような推計方法をとっていらっしゃるのか。普通に考えると、予定利率の1%か、あるいは基本ポートフォリオで組んでいる期待収益率、2%強を使うかということになりますが、もし予定利率の1%を使う、あるいはそれに近いような数字を使うとすると、イとロ、それからハの責任準備金の積み増しを合わせた率というのは、ほぼゼロになるのではないかと思います。

そうすると、来年度の見込みというものをに入れて、来年度における付加共済金を推計するとは言っても、実質上は26年度末の剰余金によって決まる。つまり、実績配当というか、そういう制度になっていると私は理解しているのですけれども、この理解でよろしいでしょうか。

○桜町小規模企業振興課長 大変大事なところの御指摘、ありがとうございます。

先ほど来申し上げましたとおり、24年度ぐらいから運用環境が大変よくなって、繰越欠損金が急激な勢いで解消されてございます。本来であれば、この付加共済金の最近の計算は1年後の推計を引っ張ってくるものでございますので、今、よい運用環境をそのまま延ばせば、かなり水面の上に行くのではないかという考え方もできるわけでございますけれども、他方で、運用環境はいつ、どう変わるかわからないという非常に流動性の高いものでございますので、現在の考え方では、この改善した状況をそのまま1年間、横に引っ張っているということ考えております。

それが1%なのか、2.09なのかというお話がございましたけれども、いろいろ計算してみますと、結果的には1.15ぐらいになるということでございますが、この状況をそのまま横に引っ張って、なお水面の上に出ないという考え方で、今回、付加共済金は出さないという整理をさせていただいているわけでございますけれども、今、先生のそれは実績配当じゃないかという御指摘は、かなりおっしゃるとおりじゃないかという感じもいたします。推計をして引っ張って、こういうことになってございますけれども、実質的にはかなり実績配当に近い考え方でやるということでございます。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

2つございまして、今の点ですが、私はこのように理解しているのです。3ページの項目のニというところ、これは恐らく平成27年3月末における剰余金の見込みなのだろうと思います。それが223億円の欠損だと思えます。それが28年3月末になると88億円になる。それはどういうことかという、イトロというものを差し引くと、これは資産側の増加分、これは資産が減少するということです。

ハというのは、債務側の責任準備金の増加額ということで、これも減少するという話になってくるのですが、どちらのほうが大きいかというと、減少幅は資産が少ないということで、この88億円と220億円の差の部分、約140億円ですけれども、27年度の単年度で見ると140億円ぐらいの利益が出るという見込みを立てていらっしゃるのではないかと思います。ですから、そういう意味で、翌年度の利益というものをある程度当てにしているのかなと私は理解していました。

ここから先は質問です。独立行政法人改革に関するいろいろな検討があつて、25年に閣議決定がなされておりまして、中小機構さんで言うと、内部ガバナンスの高度化というものがあつて、そこで例えば外部有識者等により構成される総合的なリスク管理のための委員会等を設置するということがうたわれているように理解しているのですけれども、それと、今回、在り方を検討される委員会を立ち上げられたということで、今後、これがどういった形で展開していくかということについて御質問させていただきたいということでございます。

○足立委員長 機構のほうで。

○増山中小機構理事 御指摘のとおりでございます。ただ、委員長である浅野委員長の御了解を得てからという前提でございますけれども、在り方検討会の中で議論していくことの発展型として、私たち機構の中のガバナンスに対する何らかの意見を言っていただくような機能を持っていたいただければありがたいなという気持ちがあります。

かつ、平成25年のときの閣議決定を踏まえて、資産運用委員会等々の中で多様な意見を聞いて資産運用するという体制は、一応あるのでございますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい世界が広がったときに、それで足りないものがもしあれば、この在り方検討会という形が発展的になっていけばありがたいなという気持ちは持っております。

○足立委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 すごく素朴な疑問なのですが、民間企業だと外部の要因で経営とかが影響を受けることが当然ありますが、スピードがすごく重要になってくるのですけれども、交渉していく中で、たまたまここまで圧縮されてきてはいますが、今後、またさらに状況が悪化することも懸念できなくもないと思うので、スピード感というのは、どれぐらいのスピードでいろいろ対応していこうとお考えなのかなと思ったので、質問させていただきました。

○足立委員長 どうですか。

○桜町小規模企業振興課長 なかなか難しい御質問なのですが、個人的な感じも入るかもしれないかもしれませんが、今、非常に低金利な環境になってきているわけでございまして、当分は続くのではないかと。2年とか3年とか、さまざまな御意見ございますけれども、その後、アベノミクスを政府全体でこういう形で進めていて、これが実際に成果が出てくれば金利が上がっていくということが想定されないわけでもないわけでございますので、そういうときに、現在、基本ポートフォリオの中で国債が7割という割合であるわけでございますけれども、そのままでいいのかどうか。さまざまな御議論があり得るのではないかと考えております。

したがって、余りのんびり検討する時間はないのではないかと気がいたしますが、他方で、これは結構大きな話でございますので、よく考えて。まさに機構の検討会の中で各界の有力な有識者の方々に入ってくださいましたけれども、こういう方々にしっかり御議論いただいた上で方向性を決めていかないといけないのではないかと気がいたします。拙速は禁物だと思いますけれども、ゆっくりもしてられない、そういう微妙なバランスの中でやっていくのかなと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。半田委員、どうぞ。

○半田委員 ちょっと知識がないので確認させていただきたいのですけれども、こちらにございますように、ハに26年度末責任準備金に積み増す額と出ております。今、ここに記載があるのは、どちらかという資金の移動の話が中心になっているので、足元の残高がどういう状況になっているかわかりません。ここにおける責任準備金というのは、先ほどありました、いざとなったときのためにある程度積み増しているという位置づけだったという認識でよいのでしょうか。

つまり、今年度以降、欠損金が消えたときに、将来的な支払いに備えたクッションみたいなものを新たに入れるということをお考えになっているという認識でよろしいのでしょうか。ちなみに、責任準備金はどれぐらい積んでいらっしゃるのでしょうか。それと、これの位置づけというものはどういうものなのか、ご教示ください。

○増山中小機構理事 このハに書いてある26年度末責任準備金の性格ですけれども、これは支払い事由が出たときに総額を払うという予想額のために積んでいる責任準備金でございまして、桜町課長が検討委員会の検討項目であるというのは、それに加えて、新たに大きな価格変動があったようなときに、そのバッファーになるような準備金が要るのではないかと議論がございまして、それとはちょっと違う性格と理解していただければ結構でございます。

それで、責任準備金自身の総額というのは、いざというときに払えと言われたときに払わなきゃいけない額でございますので、8兆円ぐらいですか。

○宮澤中小機構共済事業推進部長 8兆5,000億円です。

○増山中小機構理事 要するに、預かっているお金を積んで、それとほぼ同額のものを責

任準備金として積んでいるという性格になっております。

○宮澤中小機構共済事業推進部長 補足でございますけれども、責任準備金は在籍の方が将来やめていった場合に、今、幾ら持っていなきやいけないという額でございますので、今すぐお金が出ていくための準備金ということではなくて、将来を見通した結果の準備金と御理解いただきたいと思います。

○足立委員長 ほかにいかがでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本議題について御異論がないようでしたら、平成27年度の付加共済金の支給率については、ゼロとすることが適当であるということで当小委員会の議決としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立委員長 ありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程第7条の規程に基づき、本小委員会の議決を中小企業政策審議会経営支援分科会会長に報告し、中小企業政策審議会会長の同意を経た上で中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。以上で、本日予定しておりました審議は終了いたしました。

○大槻経営安定対策室長 ありがとうございました。

最後に、事務局から委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思います。平成19年3月から中小企業政策審議会の委員として、現共済小委員会の委員長で、前経営安定部会の部会長ということで御就任いただいております足立文彦委員ですけれども、今年度で中小企業政策審議会の委員を辞されるという形になります。

足立委員長には、前回の法律改正ということで、平成22年の小規模企業共済法と中小企業倒産防止共済法の改正の関係でいろいろおまとめいただいたり、長きにわたり両共済制度の審議に御尽力をいただいております。ですので、最後に委員長のほうから一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○足立委員長 私事で恐縮でございます。私、ほぼ40年勤めました教職をこの3月末に定年になりますので、それを機会に一度辞任させていただきたいということです。

思い返しますと、中小企業の一番基本的な法律であります最初の基本法ができたのが1963年。当時の事情を反映しまして、二重構造論とか格差論ということで、弱者救済的な社会政策的な中小企業政策であったわけですね。それが高度経済成長期を経て、また学会のほうでも中堅企業論とかベンチャー企業論というものが出てきまして、中小企業の明るい面を強調する立場が出てきたことによって、1999年の大改定を経まして、基本法は多様で活力ある中小企業の育成発展を目指すということで、社会政策よりも経済政策的なものに変わってきたと思います。

ただ、その中で、明るい面だけを強調すると、主として中企業のことであって、小企業に光が当たらないのではないかといった反省を踏まえて、今、私どもが検討しております

ような小企業を中心にした政策体系が非常に重要な位置を占めてきております。昨今、評判になっておりますピケティという方の「21世紀の資本」というのは、まさに分配問題をもっと重視しないと、この市場経済そのものが成り立ち行かないのではないかということですね。

私自身、実は本来の専門は東南アジアの経済とか開発経済学でございまして、たまたま最初の基本法制定に尽力された先生に招聘されて国立大学に移りましてから、この分野の勉強に携わりました。したがって、もともとは中小企業の東南アジアへの直接投資とか撤退事例の分析ということを中心に、フィールドワークを重ねてまいりまして、長年、東南アジアの方にお世話になりましたので、定年後は東南アジアの大学でボランティアとして教鞭をとりながら、実は日本は情報発信がかなり貧弱ですので、何らかの形でお役に立ちたいと思っております。

なお、この委員会におきましては、特に近年、非常に活発で適正な御意見をいただきましたので、私も昔よりもはるかに楽しい思いで、委員長を務めさせていただきました。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○大槻経営安定対策室長 足立委員長、ありがとうございました。

それでは、閉会するに当たりまして、経営支援部長の丸山のほうから、一言御挨拶させていただきますと思います。

○丸山経営支援部長 経営支援部長の丸山でございます。本日もお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

まず、足立委員長に、本当に長い間にわたりまして、共済制度はもとよりでありますけれども、中小企業政策の立案等々について我々を御指導いただきましたことについて、改めて御礼申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それから、今日お集まりの皆様におかれましては、前回、それから今回と小規模企業共済制度の見直しということについて具体的に御議論いただきまして、この見直しの方向というものについておまとめをいただきまして、大変ありがとうございます。

この制度は、法律に基づいて制度ができ、それから運用もさせていただいているものですから、今回、御提言いただいたところについては、当然、法改正が必要になるところも多々ございますので、この通常国会に法案の改正を行うことも含めて、我々として今回のものを受けとめて検討を早急に進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどから御議論いただいておりますけれども、共済制度自身が今、非常に大きな転換点にあらうかなと思っております。これまで大変な累積債務を持って、運用がなかなか大変だったところもあるわけですがけれども、最近の環境の中で、ようやく普通と言ったらいいでしょうか、黒字が出るような制度運用ができる環境になってきておりますので、改めてどういう制度としてしっかり運用して実行していったらいいかということについて、考えをめぐらす時期に来ているということかと思っております。

先ほど申し上げましたように、中小機構のほうで、まずはこの運用についての責任を果

たしていただいておりますので、そちらの検討をした上で、必要な制度論等々については、改めて委員の皆様の御知見をおかりしたいということになろうかと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

今回、見直しについての御検討については、大変ありがとうございました。

○大槻経営安定対策室長 それでは、以上をもちまして「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第4回共済小委員会」を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり、貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。